

令和 3 年(2021 年) 3 月 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市社会福祉審議会

委員長 朝日 雅也

第 5 次越谷市障がい者計画の策定について（答申）

令和元年 5 月 2 3 日付け越福推第 5 0 - 3 号で諮問のあったことについて、
別添のとおり答申します。

答 申

第4次計画期間中の市の主な成果について記載しています。

平成28年度からスタートした「第4次越谷市障がい者計画」の5か年の計画期間において、本市では、地域での交流事業や出張講座等による障がいに対する理解の促進、障害者等相談支援事業の再編をはじめとする福祉サービスの充実、越谷市手話言語条例の制定など各種事業を行い、その結果として、障がい福祉施策は着実に進んでいると認識しています。

本市の障がい福祉に係る課題について記載しています。

一方で、市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で障がい者児の意識も変化しており、地域における自立や社会参加への意識が一層高まっているとともに、障がいの重度化、重複化や介護する家族の高齢化等により、生活において複合的な支援を要する状況も増えています。

国の動向について記載しています。

また、国においては、平成30年3月に政府が取り組むべき障がい福祉施策の基本的な方向を定める「第4次障害者基本計画」が策定され、その中では共生社会の実現に向けた障がい者児の自立と社会参加の支援等について謳われています。さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が制定されるなど、障がい者の社会参加を促進する法整備が進められています。

計画案の作成に係る経過について記載しています。

当審議会では、このような障がい福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、様々な立場、見地からの意見を反映するため、障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を合同開催し、令和元年度から2か年にわたり慎重に審議を行いました。そして、第4次計画に定められた「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の基本理念を継承し、新たに「第5次越谷市障がい者計画」の案を取りまとめましたので、ここに答申します。

分科会等での
ご意見を踏ま
え作成した計
画案の概要に
ついて記載し
ています。

本計画案では、基本理念の実現に向け、相互に関連する3つの事項「共生意識の醸成」、「自立の支援」、「社会参加の促進」を基本的視点として、「相互理解・相互尊重を育む」、「一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる」、「さまざまな形での社会参加を促進する」、「誰もが安心して暮らせる生活環境を築く」という4つの基本目標を掲げています。また、基本目標を達成するためには、幅広く施策を推進する必要があるため、7つの基本方針を位置づけています。この7つの基本方針は、基本的には第4次計画を踏襲していますが、当審議会での年度ごとの計画進捗状況の分析・評価や令和元年度に実施したアンケート調査、団体意向調査等の中で提示された課題等を踏まえ、引き続き各施策の推進が図られることが重要であると考えます。

今後も、市民や関係機関との協働のもと市内でも横断的な取り組みができるような体制づくりを進め、障がいの有無に関わらずともに生きる地域社会の実現に向け、本市の障がい福祉が総合的かつ計画的に推進されることを望みます。

まとめの文で
す。

最後に、本計画の実施にあたっては、この答申の趣旨、策定過程において審議会で出された意見、提案等を十分に尊重いただき、本市の障がい福祉施策が一層推進されることを望みます。